

○伊那市浄化槽設置等事業補助金交付要綱

平成21年2月23日

告示第81号

改正 平成22年9月30日告示第289号

平成23年3月29日告示第119号

平成27年3月27日告示第98号

平成28年3月2日告示第91号

平成28年8月10日告示第261号

令和2年9月1日告示第373号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境を保全するための浄化槽の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽
- (2) 浄化槽等 浄化槽及び浄化槽から河川等への排水のための水路
- (3) 住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

(対象区域)

第3条 補助金の交付対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

- (1) 浄化槽整備区域 次の区域以外の区域
 - ア 公共下水道認可区域
 - イ 公共下水道計画区域のうち別に定める区域
 - ウ 農業集落排水施設整備区域
- (2) 浄化槽指定区域 地形等の状況で集合処理が適当でないとされた区域

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、補助対象区域において住宅に浄化槽等を設置しようとする者又は現に浄化槽を設置している者であつて、市内に住所を有するもの（住宅の建設により市内に住所を有する予定の者を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。ただし、第1号の規定は、水質検査に対する補助金には、適用しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けない者
- (2) 住宅を販売又は賃貸する目的で浄化槽を設置する者
- (3) 事業活動、宗教活動等の用に供する住宅等に浄化槽を設置する者
- (4) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (5) 季節的に居住する住宅に浄化槽を設置する者
- (6) 市区町村税等を滞納している者（同一世帯員が市区町村税等を滞納している場合を含む。）
- (7) 伊那市浄化槽維持管理組合（以下「組合」という。）に加入しない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（その団体の構成員等又はそれらの者に使用させる者を含む。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として支給する。

補助対象経費	限度額		
	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
浄化槽整備区域への浄化槽の新設に要する経費	354,000円	437,000円	671,000円
浄化槽指定区域への浄化槽の新設に要する経費	452,000円	692,000円	845,000円
補助対象区域内の既設の浄化槽（15年経過したものに限る。）の更新に要する経費	332,000円	414,000円	548,000円
排水方法変更工事（既設の浄化槽からの排水を地下浸透方式から河川等への放流に変更するための工事をいう。以下同じ。）に要する経費	浄化槽1基につき 100,000円 （補助対象経費の2分の1の額を上限とする。）		
組合が行う水質検査事業に要する経費	1検体につき 4,000円		
法第11条第1項に規定する定期検査に要する経費	浄化槽1基につき 5,000円		

（補助金の交付申請）

第6条 浄化槽の新設又は更新に対する補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽の配置図又は設計図
- (4) 見積書又は契約書の写し
- (5) 登録浄化槽管理票
- (6) 保証登録証
- (7) 住所地の市区町村税の完納を証明する書類
- (8) 既設の浄化槽の更新を行う場合は、その浄化槽を設置した日を証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 排水方法変更工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置済みの浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽及び放水路の配置図又は設計図
- (4) 見積書又は契約書の写し
- (5) 住所地の市区町村税の完納を証明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 水質検査に対する補助金は、別に定める書類を組合が提出したときに交付の申請があったものとみなす。この場合において、水質検査に対する補助金については、組合に対し支給するものとする。

(実績報告)

第7条 浄化槽の新設又は更新の補助金に係る補助対象者(水質検査に対する補助金の補助対象者を除く。)は、補助金に係る事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、排水方法変更工事に対する補助金の補助対象者は、第1項から第3項までの書類の提出を要せず、水質検査に対する補助金の補助対象者は、第1項から第6項までの書類の提出を要しない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができること

を証明する書類)

- (2) 伊那市浄化槽維持管理組合加入届の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (4) 工事写真
- (5) 工事代金の支払いを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(工事状況の確認)

第8条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(適用除外)

第9条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において住宅に浄化槽等を設置しようとする者又は現に浄化槽を設置している者については、適用しない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
(伊那市合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 伊那市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成16年伊那市告示第45号）
 - (2) 高遠町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年高遠町告示第14号）
 - (3) 長谷村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年長谷村告示第13号）(補助金の額の特例)
- 3 平成22年度から平成29年度までの間に限り、浄化槽指定区域のうち市長が別に定める区域への浄化槽の新設に対する補助金の額は、第5条の規定にかかわらず、同条に規定する浄化槽指定区域への浄化槽の新設に対する補助金の額にそれぞれ5万円(平成29年度にあっては、3万円)を加えて得た額を限度として支給する。

附 則（平成22年9月30日告示第289号）

この告示は、平成22年10月1日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、同日に申請された補助金から適用する。

附 則（平成23年3月29日告示第119号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第98号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日告示第91号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月10日告示第261号）

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日告示第373号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。